

原子力の新規制基準等に関するパブリックコメントの提出について

2013 年 5 月 31 日
日本原燃株式会社

～提出したパブリックコメントの代表例～

「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(案)」に対する意見

① 将来活動する可能性のある断層等の認定

【ガイド案の記載内容】

- ・顕著な海岸隆起によって累積的な変位が認められる地域では、弾性波探査によって断層が確認されない場合でも、これを合理的に説明する適切な地形発達過程について検討する必要がある。また、海底に顕著な変動地形が認められる場合にも、それを合理的に説明できる活断層を想定する必要がある。

(I 編：地質・地質構造、地下構造及び地盤等に関する調査・評価 2.2 将来活動する可能性のある断層等の活動性評価解説(5)より)

当社意見(要約)：「顕著な海岸隆起によって累積的な変位が認められる地域」とはどのような地域を指すのか不明。また、「合理的に説明する適切な地形発達過程」については、学会でも提案されていないような学説を準備・検討せよということで、研究的な要素が強い。

② 将来活動する可能性のある断層等の認定

【ガイド案の記載内容】

- ・地層が局所的に急傾斜している場所については、その地下の比較的浅いところに活断層が存在する可能性を検討する必要がある。また、広域的な隆起等の変動についての要因を活断層によらないものと判断する際には、その理由を明確にする必要がある。

(I 編：地質・地質構造、地下構造及び地盤等に関する調査・評価 2.2 将来活動する可能性のある断層等の活動性評価解説(6)より)

当社意見(要約)：日本全国に分布する海成段丘のうち広域的な隆起等の変動とは何かを示す必要がある。耐震設計上考慮する活断層の有無に係る調査は必須であるが、海成段丘が広範囲に分布しているだけで、その理由を明確に求めることは、研究的要素が強い。

③ 震源断層に係る調査及び評価

【ガイド案の記載内容】

- ・段丘面等の高度分布から、累積的な変動が明らかな地域においては、累積的な変動の様式や広がりをもとに沿岸域に活断層が推定される場合がある。このような場合には、適切な調査技術を組み合わせた十分な調査が実施され、地下深部に至る震源断層の形状が推定されていることを確認する。

(I 編：地質・地質構造、地下構造及び地盤等に関する調査・評価 4.2.1 陸域調査における調査(5)より)

当社意見(要約)：「段丘面等の高度分布から累積的な変動が明らかな地域」という記載があり、段丘があれば活断層があるとされているが、これは科学的判断とは言えない。震源断層の存在を前提とした記載であり、段丘面の高度分布のみを取り上げて累積的な変動が明らかになるわけではなく、充実した地表地質調査、地球物理学的調査等の結果も踏まえて、総合的に評価すべき。

<まとめ>

- ガイド案は、様々な調査を行い、活断層がないと確認されたにもかかわらず、特定地域の地形が変動していれば、それを活断層だと想定して評価を求めたり、その地形がどのように形成されたかという、いわば学術的な要素を事業者に対して求めるものとなっている。
- 変動地形学的調査に偏ることなく、地質・地質構造調査や地球物理学的調査なども合わせて総合的に評価すべきである。また、一部の先生のご意見だけでなく、多様な分野の専門家のご意見を聞いていただき、規制基準等に反映するとともに事業者の意見にもしっかりと耳を傾けていただきたい。